

嘆願書に対する回答に就き従業員諸子に告ぐ

今回吾が横濱市電氣局從業員が重大なる責任の完全なる遂行を期する爲との理由を以て共和會の名に於て爲されたる當局に對する嘆願に對しては左の通回答せり。謹書提出の理由とする處は要するに標準時間制を以て待遇改悪なりとし從業員は過勞に依て其生活を根底から覆へされたる依て健康、保險、待遇等に關し嘆願するものだといふが、元來職務上の觀念は自己の從事する事業の發展を企圖することを以て第一要件とせなくてはならぬ。即ち事業の爲努力奮闘してこそ初めて相當する報酬を期待すべきもので今回の標準時間制の如きも此の意味に於て「正確なる勤労」に對する報酬の原則を確立したに過ぎぬ。乗務員が規定の乗務をしなくても宜しい。乗務時間がいくらか、つつても宜しい。運刻としても差支ないでは交通運輸の重大なる使命を果し得ぬでは無いか、而も現に諸君の受けつゝある報酬は昭和三年下半期の實績に依れば賞與其外各種の手當を併せ精勤者一人平均月收額百圓以上に達し世間一般の實情に照し決して生活が根底から覆へるものとは考へぬ。況んや吾が市電の財政は極度の窮屈に陥り昭和三年度に於て約四十萬圓の運轉車輛が二十輛以上も増車して居るに拘はらず日々の收入は昨年に比し動もすれば減收を示すやうな實情の下に在つては到底嘆願事項を認容することは出來難いのである。

四、行路變更指定の場合五、割増支給せられたに

回答 増給已難

説明 行路費は祭日其他市中人出多き日の配車
状態に適應せんが爲め所定勤務時間制にて
依然其の始業時及終業時を臨時指定する
ものにして之れが爲め勤務時間面を延長する
ことありとするも所定超過時間割増制にて
つて自ら調節せらるゝことを以て勤務時間の全
體に對し割増すべき筋合のものにあらず。
一年間僅かに一人當り平均數回遭遇する非
常時の勤務の如きは實に手元の從事する

五、工務從業員信號人に運輸現業員と同一の加給月額支給せられたこと

回答 支給乙難
說明 車掌運轉手

定としてあるが爲め加給月額を設けたるも工務省從業員に在りては日給最高の限度なく兩者共給料制度の根本を異にするが故に加給月額は工務省從業員其の之を及ぼすべきものに非ず。強いて之を適用せんとしたならば現給日における給額を低下下すべき事となる。

六、事故に対する賠償料は一切當局負擔とせられたし

回答 各事件毎に考慮すべし

説明 法の裁きは常に公正であつて過重な處分を受けることは異例であるから概略的に當局の一切負担と算すことを得す當局に於て夫々の事件を審理して其の都度決定せんとするもので事に障壁を拒むものでは無い。する當局の費用で緊急手中のものあり、又之を實行して無罪の判決を受けた例もあるのである。

七、勤務演習並簡易點呼召集者に日給全額

同物。以厭人)謂之

説明 勤務演習に對しては現に當局より日給二分の一を支給せらるゝ外共済組合よりは一日に付来額の百分の一即ち日給の三割三三分の給與を受け合計日給の八割三分となり之に軍隊から受ける給與を併せれば大約日給全額となるのである。

する宣傳の如く今回の時間制改正に依て車両距離の調節が不可能であるなど云ふことは相対的に有り不得べからざる事である。行政は附言にて置度いことは電気局に附言が如く「財源に於ても充分の餘裕あることを確信する」などと事情に通せやとして船橋市に事業經營に關する容客をすることに對しては、この限りに在らざるも市民の立場に重なる關係を有する事柄であるから以上のこと實を詳記して諸君の注意を促す。

十、採用規程一部改正せられた

回答 信號人が車掌又は運転手を志望する場合に在りては業務上差支なれば限り試験を受くることを許容すべし。

説明 信號人は本人の希望に依り信號人として採用した者であつて當局が將來車掌運轉手に付ける爲めに設けたものである。

事業に適當なる人員を配置してあるのである。年齢が長じたからと云ふて本人の希望に応じて無試験で車掌運轉手に職務を轉ずることを許容する事は出来ぬ。

十一、同一作業に對し同一賃金を支給せられたし

回答 支給し難

説明 事業上の便益から補助金車掌として少年労働者を雇入れる爲め一般社會の青年労働者の失業の責任を電氣局が負担しなければならない理由はない。又同一作業であるならば、はるかに年数や技術や成績に依る等級上の賃金の不平等不満を免れないので恐らくは多數の不満がある。そこで其の賃金も區別あつてこそ然る可

十二、乗務時分計算規定並給與規定一部改 正せられたし

回答 改正乙難

説明 今回の改正是織り直しとして言ふが、如く周到な計算方に依つて實際運轉に要する時間と基礎として織り成る時間とを定め而も其の一割迄運延する事は之を認める制度であり又正確な勤務概念に依つて運轉の正確性と充満度を実現せんとする事が爲めに至り、早進の取扱を躊躇行せん。